

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三七）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八）

○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（三九）

### 〔省 令〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令（総務・経済産業一）

### 〔告 示〕

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁一）

○平成二十四年度地方債充当率を公表する件の一部を改正する件（総務八八）

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件（同八九）

○除籍の一部が滅失した件（法務八二）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務五五）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二四）

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同二五）

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（農林水産四九八）

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関の調査の業務の全部の廃止を許可した件（経済産業二〇）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三六、一三八）

○都市計画に関する件（東北地方整備局二七、二八）

○自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局三五）

○道路に関する件（同三六）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（四国地方整備局一三）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の名等を変更した件（同一四）

○道路に関する件（九州地方整備局二七）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二八、三一）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 内閣府 公正取引委員会 法務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

薬事法施行規則第八十五条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づき登録講習機関を公示する件（厚生労働省）

### 労働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係

### 裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

### 会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された  
法令のあらまし

◇公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令

(政令第三十七号) (文部科学省)  
1 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十八年法律第一八八号)附則第一項の政令で定める数は、離島振興法(昭和二十八年法律第七二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数を考慮し、文部科学大臣が定める数とする

2 この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。  
3 この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
平成二十五年二月二十二日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第三十七号  
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十八年法律第七二号)附則第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項の見出しを削り、同項を次のように改める。  
(法附則第十一項の政令で定める数)  
2 法附則第十一項の政令で定める数は、離島振興法(昭和二十八年法律第七二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区に設置されている公立の高等学校又は特別支援学校の高等部の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るためには当該学校の人的体制の整備を行うことが特に必要であると認める学校の数を考慮し、文部科学大臣が定める数とする。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

政令第三十八号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
平成二十五年二月二十二日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

1 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)を四類感染症に指定することとした。(第一条関係)  
2 フレボウイルス属SFTSウイルスを三種病原体等に指定することとした。(第二条関係)  
3 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令  
(政令第三十九号) (厚生労働省)  
1 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者(政令第三十九号)の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険料について、既に講じられている当該移行後五年目までの間の世帯別平等割額の二分の一の軽減措置に加え、当該移行後五年目から八年目までの間において世帯別平等割額の四分の一の軽減措置を講ずることとした。(本則関係)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

政 令

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成二十五年二月二十二日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第三十九号  
国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

この政令は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

文部科学大臣 下村 博文  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎